

た け お し な か と お り ち く か っ せ い か け い か く  
武雄市中通地区活性化計画

佐賀県武雄市

平成20年2月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	武雄市中通地区活性化計画
都道府県名	佐賀県
市町村名	武雄市
地区名	中通地区
計画期間	平成20年度～平成22年度

## 目 標 :

有害鳥獣であるイノシシを地域の資源ととらえ、地域の特産品としてブランド化を図り、高品質、希少価値、高付加価値をつけた製品を、市内の旅館や道の駅などに訪れる都市住民等に販売するとともに郷土料理等としても提供することにより、所得機会を創出するとともに、農作物被害の軽減を図る。また、人口の減少(H12 H19で3%減)に歯止めをかけ、定住等の維持・促進(平成20年1月現在9573人)を図る。

具体的な数値目標として、地域産物であるイノシシ肉の販売額年間1,095万円(100%増加)を目指す。

## 目標設定の考え方

### 地区の概要:

武雄市は、長崎県と接する佐賀県西部地域に位置し、有明海に注ぐ六角川と玄界灘に注ぐ松浦川の源流となる地域である。北部の八幡岳、南部の杵島山、東部の鬼ノ鼻山及び西部の黒髪山・神六山に囲まれた盆地が開けている。温暖な気候で豊かな自然に恵まれた農林畜産物を中心とする産業や温泉、焼き物に代表される観光地として発展している。

農地については平坦部のほとんどが基盤整備済みの優良農地として確保されているものの、山間部については谷地田等の地理的要因や生産性の低さ、後継者不足、イノシシ被害による営農意欲の減退などにより耕作放棄地が増加し農地の荒廃が進んでいる。農業経営については、基幹作物である米・麦・大豆を中心に、園芸・畜産との複合経営が行われている。近年は、周年栽培が可能であるチンゲン菜や、小松菜等の軽量野菜栽培を中心とした施設園芸が生産地として定着しつつあり、新規就農者も現れ農業が活発化してきている。また、中高年就農者を対象に、生きがいづくり農業にも取り組んでいる。

### 現状と課題

武雄市のほとんどの地域は中山間地域で一戸当りの経営面積が少なく、兼業化が進行し専業農家の減少や高齢化による後継者不足が深刻化している。また、農業従事者の中で65歳以上の割合が67%以上に達し、高齢化が進行している。一方、若手農業者の数は極めて少なく、近年特に、担い手の減少率が高まってきている。地形は山麓地域であるため山間地や谷田が多く、耕作状況は極めて厳しく生産性の低さから耕作放棄地が増大している。農家の経営規模は零細であり、近隣市町の窯業関係や商工業への就業者が多く、兼業収入に依存する兼業農家率が90%近くに達しているのが現状である。

また、年々イノシシによる農作物被害が増加し、地元猟友会と協力し捕獲(平成18年度の有害鳥獣駆除期間(7月～10月)のイノシシ捕獲頭数が1419頭)をおこなってきたが、農作物の被害は一向に減らない状況にある。イノシシ被害区域は年々里部へと移動しつつあり、放置すれば更に被害区域の拡大が懸念される。また、捕獲したイノシシの処分(埋設等)にも多大な労力及び費用を要し、農家・猟友会としても負担になっている。

### 今後の展開方向等

市内ではイノシシによる農作物被害が増加し、被害区域も拡大している。そこで、駆除したイノシシを地域資源として活用するためにイノシシ等処理加工施設を設置し、解体処理作業を容易にすることによりイノシシ捕獲の促進・農作物被害の軽減を図る。また精肉や加工品を地域の特産品として市内の旅館や道の駅などにおいて訪れる都市住民等に販売するとともに、郷土料理等としても提供することにより、所得機会を創出し、地域の特産品としてブランド化を図る。

## 2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第3号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別	備考
武雄市	中通地区	総合鳥獣被害防止施設(総合鳥獣被害防止施設)	武雄鳥獣加工処理組合	有	二	

### (2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
		該当なし			

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
		該当なし		

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項

特に具体的な連携は想定していない。
-------------------

### 3 活性化計画の区域

中通地区(佐賀県武雄市)	区域面積	2006ha
区域設定の考え方		
法第3条第1号関係： 当該区域の総面積2006haのうち農林地面積は1448haで72.2%を占め、約20%が農林業従事者である。		
法第3条第2号関係： 人口の減少(H12 H18で3%減)、農林業従事者の減少(H12 H17で13%減)、高齢化傾向(高齢化率25.4%)からみて、活性化のためには、農林業の振興を図ることは必要不可欠な区域である。		
法第3条第3号関係： 区域は、「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」に規定する特定農山村地域(中通村)である。この区域には、都市計画法施行令及び都市計画法施行規則に定める「既に市街地を形成している地域」は存在しない。		

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

該当なし

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当なし

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

地域産物(イノシシ肉)販売額の増加:計画主体(武雄市)において計画策定時と計画期間満了時の販売額を比較する。  
今(計画策定時)まで、駆除したイノシシは埋設(廃棄)及び自家消費でしかなかったものを、適正に処理・加工をおこない地域産物として販売するので、武雄市において事業実施主体の計画満了時の販売額を把握し、比較をおこなう。

定住等の維持・促進:計画策定時(H20.1)人口と計画期間満了時(H23.3月頃の予定)の人口を比較する  
比較の際の人口数値は、住民基本台帳上の数字を用いる。